

平成 29 年 2 月 24 日
監査室

業務監査人の評価、選定等に係るガイドラインの制定

1. ガイドライン制定の趣旨

本財団は、資金管理業務規程第30条及び監査規程第2条第4項、第5条に基づき資金管理業務を主要な対象として、業務監査等を実施している。

本財団は、法を根拠として多数の自動車所有者より多額の資金を預かり運用している点、また、本財団の活動に関与する関係者が多岐にわたる点において公共性が高く、かつ社会的責任の重い法に定められた業務を行う公益財団法人である。

従って業務執行の適切性を確認し、その結果を報告する業務監査人の選定は、社会一般から信任を得られるものでなければならない。

よって本財団の業務監査人の評価、選定等は、社会情勢の変化に応じて一般的に妥当であると認められ、かつ透明性が高いものである必要がある。

本ガイドラインは、本財団の業務監査人の評価、選定等を適切に行うため、本財団が指針として定めるものである。

2. ガイドラインの内容

ガイドラインの制定に際しては、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考とした。

ガイドラインの構成については、以下のとおりである。

- (1) 本ガイドライン制定の目的
- (2) 業務監査人の評価、選定等に関する基本方針
- (3) 本ガイドラインの制定及び改廃

以上